

# 平成24年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成24年5月24日（木） 9時00分～10時10分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長  
\*議会事務局は、議事課長が代理出席

## [会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)  
会派説明報告 (企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況について (関係部局)

3 連絡事項

(1) 平成24年度新居浜市地球高温化対策地域協議会総会及び総会記念環境学習講座「お財布と地球にやさしいエコライフのすすめ」への参加について (環境部)

4 その他

(1) エコライフ&消費拡大事業について (経済部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

6月4日に6月議会が開会予定です。議会に向けて、各部局予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。また、6月1日には各常任委員会において、所管事務概要説明をしていただきますので、あわせてお願いいたします。

2 議 事

(1) 議会提出議案について (各部局)

市 長	それでは、議事に入る。まず、「市議会定例会提出議案について」、まず、企画部から会派説明の報告をお願いします。
-----	--

<p>企画部長</p>	<p>今回、4項目について5月21日から昨日まで会派説明を行いました。</p> <p>その概要ですが、1件目の6月補正予算の中での主なものとしましては、別子山地域ゴミ焼却炉等撤去事業費に関連して、別子山以外の市内公共施設に残っているゴミ焼却炉はどのようにするのか。また、別子観光センターの解体には別子山振興基金を充当しているのに、ゴミ焼却炉撤去費には別子山振興基金を充当しないのは何故かと言った質問がありました。</p> <p>また、ゆらぎの森管理運営費で今まで市が負担していなかった冷蔵庫等の電気機器類の7月以降分のリース料を何故、負担するのかという質問もありました。そのほか、公園整備事業で国領川沿いに駅伝コースが整備されることになっているが、事前に市民、利用者に周知しておいてほしいといった要望や、県の中学校駅伝大会は、平成25年度以降は新居浜市で開催することになるのかと言った質問のほか、緊急雇用創出事業で雇用が終わった後の就業状況について市は把握しているのか。緊急雇用創出事業の飲食店ガイドブック作成支援事業については、店舗のバリアフリーの状況も調査して、その旨の掲載もしてほしいと言った要望がありました。</p> <p>2件目の総合文化施設の建設については、名誉館長は名前の通った人が就任してくれたらと思うが、誰を考えているのか。また、総合文化施設建設後、郷土美術館については、どのようにしていくのか早急に方針を決めるべきだという意見などが出されました。そのほか、事業計画や運営体制などについて、市民に納得してもらえるよう施設のソフト面の充実を図ってほしいといった要望や施設建設の発注方法はどのように考えているのかと言った質問などありました。</p> <p>3件目、別子山地区観光施設の今後についての主なものとしましては、別子観光センター廃止は仕方がないが、次にいつからどんなものをしまししょうと市が示すべきではないかといった意見や、住民がいらないと言うものを押しつけてまでやる必要はないので十分地元の意見を聞いて進めて欲しいという意見も出されました。</p> <p>また、別子観光センターの解体は地域の人意見を聞いて決定したことなのか。後から聞いていなかったということがないよう、別子山地区の人だけでなく、全市民には説明しないのか。また、別子山の住民説明会で別子観光センターの跡地利活用や運営母体について反対意見などはなかったのかと言った質問がありました。そのほか、別子観光センターは土地も返して、ゆらぎの森に集中投資した方が良いのではと言った意見や、新施設を建設することになった場合は市が地元調整をして、地域の声を聞きながら進めて欲しいという要望もありました。</p> <p>次に、4件目の駅周辺整備事業につきましては、南北自由通路の管理費はどの程度かかるのか。南北自由通路建設をJR四国に施工委託する理由は何か。工事費は高くなっていないか。また、南北自由通路建設中の南口広場の駐車場はどの</p>
-------------	---

	<p>ように対応するのかといった質問や、自由通路完成後、南口の駐車場は駐車台数が現在の1/3に減少するということだが、駐車台数を少しでも多くするよう南口広場の整備計画は、見直すべきであるといった意見がありました。また、駅前駐車場は仮設駐車場と比べ、どのように変わるのか、今後の駅南の駐車場計画はどうするのかと言う質問もありました。そのほか、駐輪場整備に関して、整備台数を決定した根拠はあるのか、屋内式の駐輪場は若者がたむろするなど犯罪の温床にならないか、また、放置自転車対策はどうするのかなどの質問もありました。</p>
市長	<p>それでは、議案に沿って、企画部、水道局と順番に説明をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告第6号から第10号までと、議案第56号及び議案第60号について説明します。</p> <p>議案書の1ページから10ページを順次ご覧ください。</p> <p>まず、報告第6号「継続費繰越計算書」の報告につきましては、一般会計において継続費を設定して進めております総合文化施設建設事業及び企業誘致整備対策事業に係る継続費繰越計算書の報告で、平成23年度予算額に対する未執行額を平成24年度へ通次繰越ししたものです。</p> <p>次に、報告第7号は、公共下水道事業特別会計において進めております、終末処理場改築事業に係る継続費繰越計算書の報告です。</p> <p>次に、報告第8号は、工業用地造成事業特別会計において進めております、工業用地造成事業（東予港地区）に係る継続費繰越計算書の報告です。</p> <p>次に、報告第9号、「繰越明許費繰越計算書」の報告につきましては、一般会計における小学校耐震補強対策事業、道路整備事業など、19事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の平成23年度補正予算に対応したこと、地権者との用地交渉及び補償交渉に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を平成24年度に繰越ししたものです。</p> <p>次に、報告第10号は、公共下水道事業特別会計における管渠等建設事業など3事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告です。</p> <p>次に、議案書の44ページをお開きください。</p> <p>議案第56号、「新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例」の制定につきましては、地方自治法施行令の一部改正に伴い、普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲が拡大され、条例において、資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができることとされたため、該当する法人を個別に検討した結果、株式会社マイントピア別子を調査対象法人として定めるための条例を制定するものです。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。</p>

次に、議案第60号の予算議案につきましては、お手元に配布している平成24年度6月補正予算案の概要に基づいて、御説明いたします。

1ページをご覧ください。今回の補正は、1億7,118万6千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ471億7,863万8千円とするものです。

補正予算の主な事業ですが、まず、公共事業の「私立保育所施設整備事業」につきましては、愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金の内示に伴いまして、ルンビニ乳幼児保育園及び、みどり園保育所の施設整備補助金でありまして、7,131万1千円の追加となっております。

次に、2ページをお開きください。単独事業の「コミュニティ施設整備事業」につきましては、自治総合センターのコミュニティセンター助成事業の交付が確定したことから、財源補正をおこなうものです。次の「別子観光センター解体事業」につきましては、平成24年4月から休業しております別子観光センターについて、防災・防犯上の必要性から、解体・撤去をするものです。

3ページをご覧ください。「公園整備事業」につきましては、国領川右岸緑地内に、駅伝大会を開催することができる3kmのコースを整備するものです。

単独事業費は、これらの事業で6,575万円の追加となっております。

次に、施策事業の「別子山地域ゴミ焼却炉等撤去事業費」につきましては、別子山地域の公共施設等に残存する焼却炉の撤去及びダイオキシン類の測定をおこなうための事業費です。

4ページをお開きください。「地域コミュニティ活動支援事業費」につきましては、自治会コミュニティ用具の整備に対しまして、自治総合センターの一般コミュニティ助成事業の交付が確定したことに伴う、補助金の追加です。次に、「商店街活性化対策費」につきましては、愛媛県新ふるさとづくり総合支援事業補助金の内示に伴いまして、商店街活性化のための補助事業を実施するものです。

5ページをご覧ください。「中学校特別支援教育充実費」及び、「幼稚園特別支援教育充実費」につきましては、それぞれ就学指導委員会の判定で、生活介助員の配置が必要と認められたことから、生活介助員を追加配置するものです。

6ページをお開きください。以上のような事業のほか施策費につきましては、合わせて6名の新規雇用を創出する、緊急雇用対策事業3事業などで、3,163万5千円の追加となっております。

次に、経常経費の「ゆらぎの森管理運営費」につきましては、有限会社悠楽技が、6月末で、森林公園ゆらぎの森の指定管理業務を辞退したことから、新たな指定管理者を選定し指定管理委託するために必要な経費として249万円の追加となっております。

7ページをご覧ください。

<p>水道局長</p>	<p>これらを賄う財源としましては、県支出金、繰入金、諸収入で措置しております。</p> <p>最後に、債務負担行為補正の追加につきましては、「森林公園ゆらぎの森管理委託料」について、平成24年7月から、新たな指定管理者に管理を委託することから、期間を平成24年度から平成26年度まで、限度額を6,592万8千円とする債務負担行為を設定するものです。</p> <p>水道局から報告第11号及び報告第12号について説明します。</p> <p>議案書の11、12ページをご覧ください。</p> <p>まず、報告第11号「繰越計算書の報告について」は、平成23年度水道事業会計における「新山根配水池地盤改良工事」外11事業、合計事業費1億270万円を、設計に関する諸条件の再検討による工期延長または、関連工事の遅延等による工期延長により、平成24年度へ繰り越したことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。</p> <p>議案書の13、14ページをご覧ください。</p> <p>次に、報告第12号「繰越計算書の報告について」は、平成23年度工業用水道事業会計における「新田橋架替関連工業用水道管移設替測量設計業務委託」についての事業費757万7千円について、関連業務の遅延による工期延長により、平成24年度へ繰り越したことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。</p>
<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>教育委員会から報告第13号及び報告第14号について説明します。</p> <p>まず、報告第13号「専決処分の報告」につきましては、「損害賠償の額の決定について」でございます。</p> <p>議案書の15、16ページをお目通しください。</p> <p>本件は、平成24年4月12日午前11時30分頃、新居浜市高津共同調理場駐車場において、給食物資を積み込むため公用車が後進した際、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成24年5月10日、専決処分したもので、報告するものです。</p> <p>損賠賠償の額については、当事者との協議及び株式会社損害保険ジャパンの査定によりまして、車両の修理に要する費用等で「93,696円」と決定したものです。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、株式会社損害保険ジャパンから支払われる予定となっております。</p> <p>次に、報告第14号「専決処分の報告」については、学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えの提起についてでございます。</p>

<p>総務部長</p>	<p>議案書の17、18ページをお目通しください。</p> <p>本件は、平成24年2月29日付けで、支払督促の申立てをした18世帯のうち、前回の3世帯に続いて、更に1世帯から「分割払いを希望する。」旨の督促異議申立書が提出されたことから、訴えの提起があったと見なされますので、訴訟手続に移行します。このため、平成24年5月14日専決処分したもので、対象者の未納額は「75,791円」となっております。</p> <p>次に、追加予定の報告2件につきましては、先程の報告第14号で、今回の未払い給食費の支払督促に対しまして、分割納付の異議申し立てが4世帯となりましたが、分割納付の支払方法等が確定した時点で訴訟上の和解が成立することから、それぞれ専決処分の報告議案として追加上程するもので、追加1につきましては、5月17日に1世帯の和解が成立したことから、開会初日に上程するもので、追加2につきましては、6月12日に和解が成立すれば、最終日に上程する予定となっております。</p> <p>総務部からは、議案第51号から議案第54号の契約議案4件と、追加提出予定の人事議案3件について説明します。</p> <p>まず、議案第51号、「工事請負契約」について、議案書の19ページから24ページまでをお目通しください。</p> <p>本工事は、若宮保育園新築建築主体工事で、現在の若宮保育園及び若水乳児園は、築50年が経過し、老朽化が著しく、また、耐震性もないことから、保育環境の向上と安全安心な施設の提供を目的として両施設を統合し、新築するもので、平成24年5月1日の一般競争入札の結果、2億3,310万円で白石建設工業株式会社と工事請負契約を締結しようとするものである。</p> <p>建設場所は、新居浜市新田町一丁目8番56号、若宮小学校の敷地内を予定しております。</p> <p>建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積1,218.92㎡となっております。</p> <p>建屋の構成は、1階に乳児及び1歳児の保育室、夜間保育室、事務室、調理室等を、2階に2歳児から5歳児までの保育室、遊戯室を兼ねた多目的ホール等を、また、施設中央には明るく開放的な空間となるよう、吹き抜けと一体となった廊下兼用のホールを設けております。</p> <p>次に、議案第52号、「工事請負契約」について、議案書の25ページから29ページまでをお目通しください。</p> <p>本工事は、上泉雨水幹線築造工事（第2工区）で、国領川左岸上流部の岸の上町一丁目から星原町などの泉川地区を含む上泉排水分区 127.4haの浸水解消を目的に、市道「坂井岸の上線」及び一般県道「国領高木線」に、雨水管を</p>
-------------	---

埋設し、国領川へ排水しようとするもので、平成24年5月1日の一般競争入札の結果、2億6,283万3,375円で白石建設工業株式会社と工事請負契約を締結しようとするものである。

工事の概要は、平成23年度に施工した国領川左岸の既設幹線との接続部からの延長13mについては、内径600mm×1,600mmのボックスカルバートを開削工法で布設し、上流部は、市道「坂井岸の上線」及び一般県道「国領高木線」を西に、延長257.3mの間において、発進及び到達立坑をそれぞれ築造した上で、内径1,500mmのヒューム管を推進工法により布設し、その後、特殊マンホールを2か所築造するものです。

次に、議案第53号、「工事施行協定」について、議案書の30ページから36ページまでをお目通しください。

本工事は、予讃線新居浜駅南北自由通路新設工事で、新居浜駅周辺整備事業の一環として、平成24年度から26年度までの3か年の継続事業で実施しようとするもので、総額10億7,423万3,000円で、四国旅客鉄道株式会社と協定を締結しようとするものです。

委託先については、旅客営業路線上空にて工事を行う必要があり、列車の運転保安上の観点から、四国旅客鉄道株式会社を選定したものです。

次に、今回施工の工事概要は、駅前広場と南口広場を結ぶ自由通路の設置で、橋本体として、橋長68.6m、有効幅員6mの鋼床版箱桁橋を新設するものです。

設備は、より円滑で安全な移動を可能にするため、通路及び階段部に上屋を設置し、また、南北の階段部には、車椅子、自転車等の移動が可能となるエレベーターを、北口階段部には、展望デッキ及びバリアフリー対応の公衆トイレを併設します。

なお、現在の既設人道橋については、予讃線新居浜駅南北自由通路の完成後、平成26年度に撤去する予定です。

次に、議案第54号、「工事委託協定」について、議案書の37ページから41ページまでをお目通しください。

本工事は、新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事（その11）で、昭和55年の供用開始から32年が経過し、老朽化した下水処理場の機能回復及び機能強化を図るため、終末処理場改築事業の一環として、水処理監視制御設備の更新を、平成24年度、25年度の2か年の継続事業で国の交付金を受け、日本下水道事業団に2億1,400万円で委託して実施しようとするものである。今回施工の工事概要は、流入汚水を処理するために現場に設置された各種機器を中央監視室で一元的に集中管理するための監視制御設備を最新の設備に更新するもので、主要な機器としては、LCD監視制御装置一式、3・4系水処理コン

<p>福祉部長</p>	<p>トローラー式、ゲートウェイ装置一式、監視用分電盤1面、施設管理帳票作成用のプリンタ2台等です。</p> <p>次に、追加予定の人事議案3件で、まず、新居浜港務局委員会の委員の任命については、新居浜港務局委員会の委員池田浩久氏は、平成24年4月30日をもって辞任したので、新たに委員の任命を必要とするため、議会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、新居浜市消防委員会の委員矢野莞八氏、高橋正俊氏、宮前港氏、千葉小織氏は、平成24年7月13日をもって、任期が満了するので、新たに委員の委嘱をするため、議会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員 藤下幸正氏は、平成24年2月20日に死亡され、また、人権擁護委員 野口敦子氏は、平成24年9月30日をもって、任期が満了するので、新たに委員の候補者の推薦を必要とするため、議会の同意を求めるものです。</p> <p>福祉部からは、議案第55号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更」について説明します。</p> <p>議案書の42ページ、43ページ及び参考資料の3ページをお開きください。</p> <p>「住民基本台帳法の一部を改正する法律」等が平成21年7月15日に公布され、本年7月9日から施行されることとなっております。この改正によりまして、外国人住民につきましても、「住民基本台帳法」が適用されるとともに、現行の「外国人登録制度」につきましては廃止される予定となっております。</p> <p>本議案は、「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約」別表第2に規定する広域連合の経費に充てる関係市町の負担金の負担割合のうち、共通経費の項目にございます人口割等の額の算定に用いる人口の算出方法について、規約の一部を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>変更内容といたしましては、規約 別表第2 の備考1及び2中の「外国人登録原票」の字句を削ろうとするものでございます。</p> <p>なお、この規約の変更につきましては、県内全ての市町の議会に上程され、議決を経まして、県知事に届け出るという手順になっておりまして、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行日であります平成24年7月9日から施行される予定となっております。</p>
<p>市民部長</p>	<p>市民部から、議案第57号、「新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例」の制定について、説明します。</p> <p>議案書の45ページから50ページまでをお目通しください。</p>

平成21年7月15日、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」がそれぞれ公布され、その大半が平成24年7月9日から施行される予定でございます。

これらの改正により、今後、外国人住民が住基法の適用対象になるとともに、新たな在留管理制度の導入、特別永住者制度の見直し、外国人登録法の廃止などが行われることとなっております。

本議案は、これらの制度変更により、国が定める「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されることに伴い、同要領との整合を図るため、現条例の全部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず、第2条の印鑑の「登録資格」につきましては、資格要件から外国人登録法に関する規定を削除いたしております。次に、第6条の「登録印鑑の制限」につきましては、外国人住民が通称又は片仮名表記する印鑑を登録する際、登録をすることができない印鑑に関する規定を追加いたしております。

次に、第7条の「印鑑登録原票」につきましては、印鑑登録原票への登録事項である氏名について、外国人住民の通称及び片仮名表記に関する事項を規定の上、追加いたしております。

次に、第12条の「印鑑登録の抹消」につきましては、抹消しなければならない事項に、外国人住民の通称及び片仮名表記が変更された場合及び外国人住民でなくなった場合を規定の上、追加いたしております。

その他の改正につきましては、国の「印鑑登録証明事務処理要領」に準拠した条文の整備等を行っております。

なお、この条例は、平成24年7月9日から施行したいと考えております。

経済部長

経済部から、議案第58号、「新居浜市別子観光センター設置及び管理条例を廃止する条例」の制定について説明します。

議案書の51ページをお開きください。

新居浜市別子観光センターは、旧別子山村が住民の福祉及び地域の振興を図るため、昭和51年に設置いたしました公の施設でございまして、これまで「有限会社悠楽技」が指定管理者となり、管理運営を行ってまいりました。

また、平成15年の合併以降、「新市建設計画」に基づき、別子山地域における新たな観光事業を推進するため、これまで、地域住民の方々と別子観光センターの改築に向けた取り組みを進め、現施設については、平成24年度に休館する方向で協議を行ってまいりました。

しかし、このたびの「有限会社悠楽技」による不法投棄問題によりまして、4

<p>消防長</p>	<p>月 1 日から別子観光センターを休館、さらに、同月 1 8 日には「有限会社悠楽技」から指定管理者の指定解除の申出がありましたことから、これ以上の事業継続は困難であると判断し、今回、新居浜市別子観光センターを廃止しようとするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行したいと考えております。</p> <p>消防本部から、議案第 5 9 号、「新居浜市火災予防条例の一部を改正する条例」の制定につきまして説明します。</p> <p>議案書の 5 2 ページから 5 4 ページまでをお目通しください。</p> <p>近年、電気自動車の普及に向けたインフラ整備の一環として、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められております。</p> <p>この急速充電設備の位置、構造及び管理の基準につきましては、現在のところ、消防法上の「対象火気設備等」として、明確な位置付けがなされていないことから、条例上におきましても対象火気設備等の一つであります「変電設備」に該当するものとした上で、各消防本部により別途定めた一定の条件を満たす場合には、当該変電設備に係る位置、構造及び管理基準の適用を除外する等の、運用を行っております。</p> <p>本議案は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部が改正され、今後更なる普及が見込まれる電気自動車用の急速充電設備が消防法上の対象火気設備等に追加されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。</p> <p>改正内容といたしましては、まず、第 1 1 条、変電設備の位置、構造及び管理の基準から急速充電設備を除外することとし、同条の次に第 1 1 条の 2 として、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を加えております。</p> <p>次に、第 1 2 条につきましては、第 1 1 条の 2 を加えたことに伴う所要の条文整備を行うものでございます。</p> <p>なお、この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>市 長</p>	<p>報告第 1 2 号の繰越計算書の報告の新田橋の建て替えは具体的には、どのような手順で、いつ頃からすすめるのか。</p>
<p>水道局長</p>	<p>県の設計見直しの関係で、遅れており継続となっている。今後、平成 2 4 年の前半に県の設計が終わり、後半から市で設計を進める。</p>
<p>市 長</p>	<p>工事請負議案の落札率は。</p>

総務部長	議案第51号の若宮保育園新築主体工事は92.92%、議案第52号の上泉雨水幹線築造工事（第2工区）は70.04%です。
市長	議案第56号、新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定は、今までも対象があったのか。
企画部長	<p>これまでは、調査等の対象は、法律に基づくもので、具体的に㈱マイントピア別子は、債務保証していましたので、調査対象となっています。</p> <p>今回、条例を定めることによって、4分の1以上の2分の1未満の出資等をしている法人等も対象となり、㈱マイントピアは36.3%の出資で、調査等の対象とするものです。</p>
市長	他の法人等はどうなるのか。
企画部長	他の法人で2分の1以上の出資等を行っているところは、これまで通りで、㈱マイントピアの債務負担は24年度で終わり、根拠がなくなるが、この条例に基づき、これまで同様の扱いとなる。
市長	ほかに質疑がなければ、次の議題へ移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

市長	<p>「議会答弁の進捗状況報告について」ですが、今回、特に報告が必要と考える項目について、項目を絞って説明をお願いします。</p> <p>まず、企画部、福祉部、市民部、お願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは2件報告します。</p> <p>まず、54番の市ホームページの音声読み上げ機能につきましては、高齢者や視覚障害者などの利用が見込まれるため、導入について検討を進めるとしておりましたが、平成23年度中にソフトメーカー及びホームページ保守管理者と導入に向けた協議を進め、全庁職員に対する研修も実施したうえで、平成24年4月1日から「音声読み上げ機能」を導入いたしましたので、完了といたします。</p> <p>次に、55番の税外収入の確保に向けた取り組みですが、モニター広告やパネル広告設置などによる財源の確保につきましては、関係部局と協議を進め、庁舎内などの空きスペースを有効活用した、広告事業への取り組みを進めることとしております。現在、他の自治体で導入実績のある広告取扱業者と広告事業の内容や広告媒体の設置場所などについて協議を進めておりました、平成24年度中の</p>

<p>市民部長</p>	<p>実施に向けて取り組んでまいります。</p> <p>市民部からは、3件報告します。</p> <p>まず、30番の男女共同参画についてでございます。</p> <p>現在、庁内の検討委員会において設置に向けた検討を進めております。また、昨年に引き続き県の新しい公共支援事業を活用した相談員のレベルアップのための研修を実施してまいります。</p> <p>次に、45番、防災行政無線（音声自動応答サービス）につきましては、今年度実施する自治会広報塔との接続工事に合わせて、音声自動応答サービスをシステムに組み込み、平成25年4月1日からの運用開始を目指してまいります。</p> <p>次に、46番、自転車通行環境の整備につきましては、現在策定作業中の「第9次新居浜市交通安全計画」を今年度のできるだけ早い時期に策定し、啓発活動等に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>環境部長</p>	<p>環境部からは、3件について報告します。</p> <p>まず、19番「都市計画税の見直し及び公共下水道認可区域の拡大について」は、都市計画税の条例改正が平成24年3月議会で可決され、都市計画税を用途地域及び用途地域外の公共下水道事業計画区域に賦課することとなりました。また、公共下水道認可区域も平成24年3月に約240ha拡大する計画変更が認可となったため、本件は完了といたしたい。</p> <p>次に、24番「受動喫煙防止とポイ捨て禁止」は、啓発看板を駅前広場に2か所設置するとともに、6月21日、9月5日、12月12日の3日間、朝夕2回、それぞれ1時間程度、歩行喫煙者とポイ捨てごみの状況を調査いたしました。その結果、歩行者数に対し歩行喫煙者数は非常に少なく、条例化が必要な状況とは認められず、路上喫煙禁止条例の制定についての検討は終了といたしたい。</p> <p>また、ポイ捨て禁止については、定期的に清掃する体制がないため、ごみがたまる傾向にあります。過料化するほどではなく、今後、駅周辺の整備が進み状況が変わるため、引き続きポイ捨て状況調査を行うとともに、強化策を検討いたします。</p> <p>最後に、新規の26番「市営墓地の適正管理について」は、平尾墓園の平面墓地の管理料を条例に基づき20年分徴収しておりますが、当初使用許可から既に35年を経過している墓地があるため、管理料を再徴収するかどうかの判断が必要となっております。その判断の前提となる使用者の特定を行うため、平成24年度から実態調査を行います。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、4項目について報告します。</p>

まず、項目7番の筏津山荘改築事業については、先ほども申しましたように、6月議会に別子観光センターは、平成24年6月末をもって公の施設を廃止する条例を上程するとともに、取り壊しに要する予算を上程する予定であります。しかしながら、廃止後も園地管理は継続し、跡地利用については、地域審議会や自治会、企業組合等との協議のうえ早期に決定してまいります。

次に、10番と11番の地域循環バス導入については、対応内容が同一ですので一括して報告いたします。デマンド型乗り合いタクシーについては、平成23年1月11日から試験運行を開始いたし、その後修正を加えて運行をいたしておりますが、

平成23年10月からの改善により、登録者数、1日当たりの利用者数は増加し、当面の目標者数を上回り、バス交通空白地域の解消、高齢者や障害者等交通弱者の通院、買い物等のための移動手段として、一定の成果を上げていると考えております。しかしながら、乗車率は依然低調であり、デマンドタクシーの大きな特徴である乗り合いになっていないのが現状であります。

このようなことから、平成24年10月から平成25年9月までの1年間、利用対象地域を拡大しての第二段階の試験運行を実施することでの協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、16番の農政政策については、地産地消の拡大、耕作放棄地の解消等についてであります。平成24年度は、中萩地区で、産直市「にいほま美味いモン市場」が開設され、地元の新規農業従事者や市民団体が収穫した農産物のリヤカーによる移動販売や軽トラックによる配送販売、グルメイベントの実施による地域食材の情報発信を行う予定であります。

建設部長

建設部からは、3件について報告します。

まず、番号14「国領川河川敷公園」につきましては、昨年度予算の繰り越しではございますが、整備の目処が立ち、今年度9月末で完了する予定でありますことから、完了といたしたいと考えております。

次に、番号17「東田泉公園」につきましては、その後地元からの要望も無く、トイレの必要性も少ないことから、トイレの設置は、しないものとし、完了といたしたいと考えております。

次に、番号47「32街区の一体利用」につきましては、一体利用の条件整備を進め、関係部局と共に、街区の利活用ができるよう取り組んでまいります。

水道局長

水道局から「新山根配水池」の項目について報告します。

新山根配水池につきましては、平成24年3月に地盤改良工事を発注し、繰越事業として平成24年7月に完成予定であります。地盤改良工事の完成後、配

	水池本体の整備工事を平成24年度から25年度の継続工事として発注予定です。なお、3月31日に中央防災会議において発表された「南海トラフ巨大地震による震度分布」の対応については、愛媛大学に現設計の妥当性についての検証を依頼しております。
市長	デマンドタクシーは、この10月で実施の可否を決定するのか。
企画部長	予定では、来年9月まで試験運行を行う。
副市長	美味しいモン市場は、どこで実施するか
経済部長	国道11号の直野モータース跡地です。
副市長	5月31日の世界禁煙デーはどうするのか。
総務部長	昨日庶務担当者会にて、説明しましたが、5月31日の世界禁煙デーに合わせて、市庁舎・市関係施設について、敷地内を全面禁煙とする。
市長	以上で、議会答弁の進捗状況報告については終わりますが、今度の所管事務概要説明時に、懸案事項など、しっかりと議会にも説明をお願いします。

### 3 連絡事項

平成24年度新居浜市地球高温化対策地域協議会総会および総会記念環境学習講座「お財布と地球にやさしいエコライフのすすめ」への参加について（環境部）

市長	連絡事項を環境部から。
環境部長	<p>平成24年度新居浜市地球高温化対策地域協議会総会および総会記念環境学習講座「お財布と地球にやさしいエコライフのすすめ」への参加についてのお願いです。</p> <p>6月9日（土曜日）午後2時から、市民文化センター中ホールにおいて開催いたします。</p> <p>記念講演では、主婦兼2児の母として、日々節約生活を実践するとともに、パンフレット裏面の講師プロフィールのとおり、多方面で活動している「和田由貴」さんを講師としてお迎えします。過去3回の講師は男性でしたが、今回は主婦目線での話が聞けるものと思いますので、女性職員の積極的な参加をお願いいたします。6月議会中のお忙しい中ではありますが、よろしく願いいたします。</p>

#### 4 その他

##### エコライフ&消費拡大事業について

経済部長	<p>一昨日に新聞折り込みチラシを入れ、募集が始まったエコライフ&amp;消費拡大事業について簡単に報告します。</p> <p>お手元にお配りしたのがその折り込みチラシですが、右の「協賛店募集」の文字の下の記載にあるように、本事業の目的は、まず、第一に、電力の安定供給が懸念される現状を踏まえ、エコライフに取り組むきっかけづくりを行うことであり、インセンティブ効果を期待して、節電に成功した家庭に対して、市内協賛事業所で利用できるお買い物券を発行いたします。</p> <p>さらには、協賛事業所の協賛金により合計 650 万円が当たるスクラッチカードくじの発行を行う全市的販売促進キャンペーンを展開し、市内中小小売店等への消費者の来店回数の増加や消費拡大を図ろうとするものです。</p> <p>なお、協賛事業所にも、簡易包装やマイバックの推奨等、環境配慮活動に取り組んでいただくことにしております。</p> <p>本事業実施のきっかけは商工会議所からの提案によるもので、同種の事業はこれまで他県でも実施されていますが、本市の特徴として、商工会議所への委託という形ではなく、実施主体を、小売や飲食・サービス業という当事者団体にはいっていただいた実行委員会とし、その意見を反映されやすくし、また予算においても、それら事業者の協賛金により、スクラッチくじや店舗紹介チラシの作成を担っていただく形とした点にあります。</p> <p>実行委員会の事務局は、商工会議所となっております。</p> <p>第五次長期計画の「産業と環境の両立」をめざし、節電成功お買い物券を対面で手渡す機会等を利用して、新居浜版環境家計簿の紹介を行うなど、継続した省エネ活動の取り組みに誘導していきたいと考えておりますので、関係部局のご協力をどうかよろしく願いいたします。</p>
市長	<p>何かほかに連絡事項はないか。</p> <p>ないようでしたら、これで、第3回庁議を終了する。</p>